行政書士による知識講座 第1回

Ikebukuro15' Life

建設業許可を考えている方へ

文●山内 隆司 行政書士法人 日本許認可センター代表

手続きしっかり理解してますか？ 取得してからが大事です。

建設業許可を取得してから、法定手続を怠っている方々が非常に多いという現状があります。
今回は、建設業許可を考えている方々に、許可取得後の法定手続きの必要性について紹介したいと思います。

私は、豊島区巣鴨のとげぬき地蔵近くで建設業許可申請を専門に扱っている行政書士の山内です。ご存知の通り、巣鴨の「とげぬき地蔵通り」は活気がある街です。毎月4・14・24日の縁日の日は、全国からとても多くの方々が訪れ、大いに賑わう場所です。私は、年間数百件の建設業許可の申請をしています。今回、業務の中での相談事例を通じて、建設業の法定手続を説明したいと思います。

相談事例1

品川区内の建設業者（以下A建設）

A建設から『建設業許可の更新が近づいてきているから申請をお願いしたい』との連絡が入りました。私は『建設業更新には毎年の決算届や役員変更等がしっかりと提出されていることが重要ですが、手続きの状況はいかがですか？』を聞いたところ、『過去3年間の手続はまったく提出していなくて社内でも建設業許可更新を理解している担当がいないんだよ』とのこと。私は『担当者が不在なのはしょうがないですね。ただし社長が自社の建設業許可について何も知らないのはダメですよ』とお伝えを致しました。

その後、過去3年間から現在までの必要な諸手続を全て行い、無事に建設業許可の更新申請を終了することが出来ました。後日社長から『建設業許可の手引きを見てもさっぱり分からないけどどうすれば良い？』と連絡がありましたので、弊社作成の【超感激！建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣】をお送り致しました。

相談事例2

板橋区内の建設業者（以下T建設）

税理士事務所からの紹介を受けてT建設と建設業許可について話をしました。『経営事項審査というものを受けたいのだけどどうすればいいですか』に対して『まずは、建設業許可取得した後の法定手続きの提出状況を確認させてください』とお願いを致しました。T建設は『いや、建設業許可は取得しただけでその後の法定手続は提出していない』とのこと。一昨年に新規申請をされていたので、申請書を拝見することとなりました。毎年行わなければいけない決算届や役員変更も行っておらず、よくよく聞いてみると建設業許可の大切な要件の一つである専任技術者も現在は違う人物が担当しているとの事。建設業許可の諸手続を説明したところ、『建設業許可は取得すればそのままで良いと思っていましたけど、様々な手続があるんですね』と建設業許可についてご理解を頂くことが出来ました。現在、必要な諸手続を行い、公共工事を受注するために必要となる経営事項審査申請の準備を進めております。

相談事例3

大田区内の建設業者（以下S建設）

『年末にかけて経営管理責任者の変更を行いたいので一度相談したい』と連絡が入りました。経営管理責任者とは建設業許可の要件の中でも最も重要な部分です。S建設へ伺ってみると後任の経営管理責任者候補が一人だけいることがわかりました。経営を補佐した経験が7年以上有り、通常の登記簿謄本の資料では許可要件の確認が出来ないので、経営を補佐した期間の組織図や辞令をすべて集めてもらいました。運良く、資料が全て揃っていたので手続が順調に進みましたが、資料が揃わなかったり後任の経営管理責任者が不在であれば、建設業許可自体を廃業せざるを得ない状況でした。手続終了後に私は『今後は許可を維持するためにも後任の経営管理責任者を誰にするかも会社の重要な議題として取り上げてくださいね』とアドバイスしました。

山内 隆司
行政書士法人
日本許認可センター代表

建設業許可はこのような点にご注意ください

●建設業許可は様々な許可要件をクリアした業者が取得できる許可です。許可取得後の法定手続を怠っていれば許可の取り消しや罰則の対象にもなります。「でも、建設業許可のことは何もわからないですよ」と思われた方に弊社が作成している【超感激－建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣】を無料で差し上げております。

●はっきり申し上げて、建設業許可の手引きを隅々から理解しようとしたら本業が疎かになりますし、経営者の方にはその他に時間を費やすことに集中してほしいのです。そのために弊社が作成をした【超感激！ 建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣】は気軽に手元に置くことが出来て、建設業許可法定手続がすぐに分かるようにしております。実際に、法定手続を理解しておらず許可取消となった業者を何件も目の当たりにしているので、いち早く皆様にお伝えしたいと思います。

●また、会社の発展のために官公庁からの仕事受注も視野に入れている建設業者の方も必見です。経営事項審査申請をするためには建設業許可の法定手続をしっかりと提出していなければなりません。

是非とも今回ご案内する【超感激！ 建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣】をご利用下さい。

☆建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣☆

建設業許可の有効期間は5年間です。
許可を受けた後、下記の変更事項に該当する場合は、その都度届出が必要となります。

変更後30日以内に提出

役員(就任・辞任・退任)	組織変更	営業所の業種廃止
代表者	営業所の名称・所在地	氏名(改姓・改名)
資本金額	営業所の新設・廃止	支配人(新任・退任)
商号(名称)	営業所の業種追加	

ワンポイント！！ 変更する見通しが立ったら事前に必要資料を準備しましょう！

先着50社様限定

知らないと損する
『超感激！ 建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣』
を無料で差し上げます。

お申し込みは簡単！ 今すぐお電話、FAX、メールを

24時間無料録音テープ案内
0120-048-454
24時間お申し込みFAX
03-3910-5234
24時間お申し込み受付メール
staffryu@mui.bigolbe.ne.jp

問い合わせ先
行政書士法人
日本許認可センター
☎03-3910-5593
豊島区巣鴨3-16-13
www.nippon-kc.jp
担当 山内 隆司
専用コード0131020